

平成20年度に係る業務の実績に関する報告書

平成21年7月1日

地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター

目 次

1	評価対象法人の概要	1
2	評価の実施根拠法	1
3	評価の対象	1
4	評価の趣旨及び評価者	1
5	評価方法の概要	2
	(1) 評価基準	2
	(2) 評価の手法	2
6	評価結果	2
	(1) 総合的な評定	2
	(2) 中期計画の各項目ごとの評定	3
	Ⅲ 県民に提供するサービスその他業務の質の向上	3
	Ⅳ 業務運営の改善及び効率化	4
	Ⅴ 財務内容の改善	4
	Ⅵ その他業務運営に関する重要事項	5
	(3) 評価結果等の業務運営への活用状況	5
	(4) 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター に対する勧告等	5

1 評価対象法人の概要

- (1) 法人名等 岡山市北区鹿田本町3番16号 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 理事長 中島 豊爾
- (2) 設立年月日 平成19年4月1日
- (3) 設立団体 岡山県
- (4) 資本金の額 1,202,336,883円
- (5) 中期目標の期間 平成19年度から平成23年度
- (6) 目的及び業務

ア 目的

精神障害者の医療、保護及び発生の予防並びにこれらに必要な研究を行うことを目的とする。

イ 業務

(ア)精神科及び神経科に関する医療を提供すること。

(イ)精神科及び神経科に関する医療の調査及び研究を行うこと。

(ウ)精神科及び神経科に関する医療技術者の研修を行うこと。

(エ)前各号に掲げる業務を効果的かつ効率的に実施するため、附帯して必要となる関連業務を行うこと。

2 評価の実施根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条

3 評価の対象

平成20年度における地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの中期計画（平成19年度から23年度）の進捗状況

4 評価の趣旨及び評価者

(1) 評価の趣旨

地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人岡山県精神科医療センター（以下「岡山県精神科医療センター」という。）が、岡山県内の精神科医療の中核病院として、他の医療機関の模範となるような業務運営が行えるよう、業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保等について自主的、継続的な

見直し及び改善を促すことを目的に、岡山県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が業務の実績評価を行う。

(2) 評価委員会

委員名	氏名	役職等
委員長	末長 範彦	岡山県経営者協会会長 岡山トヨペット（株）取締役社長
委員	江尻 博子	(株)岡山スポーツ会館代表取締役社長
委員	小川 洋	公認会計士
専門委員 (病院関係)	中西 綾子	元岡山県看護協会専務理事
専門委員 (病院関係)	日笠 完治	岡山県精神科病院協会理事 希望ヶ丘ホスピタル病院長

(委員名順、50音順)

5 評価方法の概要

(1) 評価基準

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの業務の実績に関する評価の実施基準

(2) 評価の手法

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの自己評価の結果を活用する間接評価方式

6 評価結果

(1) 総合的な評定

評価委員会は、岡山県精神科医療センターが地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの業務の実績に関する評価の実施基準により自己評価し提出した「平成20年度に係る業務の実績に関する報告書」を適正な評価と認め、次のとおり評定した。

岡山県精神科医療センターは、「人としての尊厳を第一に安心・安全の医療をめざす」ことを理念とし、人権を尊重し、利用者の方々の視点に立った良質な医療の提供、患者の社会参加への積極的支援、快適な治療環境の提供、精神科医療水準の向上、健全で透明性の高い病院運営に努めることとしている。

平成20年度は、法人化した平成19年度に引き続いて、機動的・戦略的な運営体制の確立のための基盤整備に努めるとともに、昨年度の評価結果によりさらなる努力が必要とされた評価項目についても、理事長のリーダーシップのもと改善が行われているものであると認められる。

特に、病院機能評価認定の取得に向けた取組を通じて、病院内の課題を評価機関からの客観的な視点から整理・解決を行い、業務運営の改善・効率化を行うとともに、平成21年5月に認定取得に結びつけたことについて、積極的に評価するものである。

また、司法精神入院棟の運営、精神障害のある人への地域生活支援への積極的な取組や、訪問看護の充実など、岡山県内の精神科医療の中核病院としての役割を果たそうとする姿勢がうかがわれるものであり、高く評価するものである。

さらに、財務内容については、経常収支比率、医業収支比率、人件費比率いずれも前年度に引き続き改善するという具体的な形で現れており、岡山県精神科医療センターの優れた経営手腕が発揮されているものであると認められ、高く評価するものである。

しかしながら、精神科医師不在地域への対応、災害対策への体制整備等、一定の改善は認められたものの、さらなる努力が必要とされるものや、ボランティア活動の推進、医療安全管理対策の推進等、目標の達成が出来なかったものも見受けられた。

最小項目別評価の結果をみると、76項目中、前年度と比較して評点が上がったものが29項目、逆に下がったものが2項目となっている。

以上全体として、岡山県精神科医療センターが法人化のメリットを活かし、平成19年度より着手した様々な改革を継続し、着実に実行に移している状況が十分見受けられたことから、平成20年度の業務の実績における中期計画の進捗は、順調と評定する。

なお、岡山県精神科医療センターは、地方独立行政法人として公的な使命を有しており、引き続き、医療の質の向上と県内精神科医療の中核病院としての存在意義を十分に考慮した運営が行われることを望む。

(2) 中期計画の各項目ごとの評定

Ⅲ 県民に提供するサービスその他業務の質の向上

ア 評定

中期計画の進捗状況は順調

イ 理由

理事長のリーダーシップを活かした取り組みが行われており、着実に期待以上の成果が見受けられる。

ウ 評価した項目

① 項目数

53項目

② 特筆すべき項

- ・病院機能評価認定の取得に向けた業務全般の見直しを通じて、業務運営の改善・効率化が図られている。
- ・効果的な病床管理が行われ、病床利用率は93.7%と目標を上回り、県内の精神科医療の中核病院として機能している。
- ・児童思春期における精神疾患について、子どもの心の診療拠点病院整備事業を県から受託するなど、関係機関とのネットワーク構築に努めている。
- ・平成19年度に引き続き24時間の救急医療を実施し、中核病院として県内の多くの事案に対応した。
- ・ボランティア希望者が参加しやすいような受入体制の整備をすることが望まれる。
- ・医療安全管理対策を推進するための現状把握や分析に努める必要がある。

IV 業務運営の改善及び効率化

ア 評定

中期計画の進捗状況は順調

イ 理由

各部門ごとの意思決定と責任体制を明確にし、組織内の意思決定の迅速化を図るとともに、コスト意識の徹底を図るなど、適切かつ効果的な予算執行を引き続き推進し、効率的な業務運営に努めた。

ウ 評価した項目

① 項目数

17項目

② 特筆すべき項目

- ・毎週開催している経営企画会議において、平成20年度からは四半期決算を踏まえた経営分析や施策の決定を行うこととし、また、その内容を各職員が共有できるようにし、機動的な運営を行う体制の構築に努めた。

V 財務内容の改善

ア 評定

中期計画の進捗状況は優れて順調

イ 理由

経常収支比率などの経営管理指標の改善が図られ、財務内容の改善が認められた。

ウ 評価した項目

① 項目数

1項目

② 特筆すべき項目

- ・経常収支比率（経常収益／経常費用）が116.9%から125.1%へ、医業収支比率（医業収益／医業費用）が93.1%から108.0%へ、人件費比率（総人件費／医業収益）が72.8%から62.1%に改善した。

VI その他業務運営に関する重要事項

ア 評定

中期計画の進捗状況は順調

イ 理由

医療従事者の適正配置、職員の業務能力を的確に反映した人事管理に努め、また、職員の業務能力を的確に反映した人事管理制度の構築に努めた。

ウ 評価した項目

① 項目数

5項目

② 特筆すべき項目

- ・人事評価制度の本格実施を行い、勤勉手当の勤勉率に結果を反映させた。

(3) 評価結果等の業務運営への活用状況

- ・児童思春期における精神疾患については、児童福祉との連携強化が課題であることを踏まえて、平成20年度からは、子どもの心の診療拠点病院整備事業を県から受託するなどして、関係機関とのネットワーク構築への取組を行っている。
- ・訪問看護の充実のため、平成20年4月より地域生活支援室内に訪問看護部門を設置し、多職種を活かした訪問活動を行った。
- ・災害派遣に係る諸規定などの整備については、県外発生災害への派遣についての規定整備を行い、県内発生の場合に対応するための設備整備等にも検討を行った。
- ・資格取得のために長期的な研修を受講するための制度（研修休職）を創設した。

(4) 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに対する勧告等

該当無し